

各 位

平成28年4月20日

会 社 名 : ヤシマ 八 洲 電 機 株 式 会 社

代表社名 : 代表取締役社長 太田 明夫
(コード : 3153 東証1部)

問合せ先 : 取 締 役 今 町 和 至
(TEL : 03-3507-3349)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成28年6月開催予定の第72期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 取扱い品目の拡大に伴い、現行定款第2条に定める事業目的を一部追加するものがあります。
- (2) 当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図り、より透明性の高い経営と迅速な意思決定を実現するため、監査等委員会設置会社に移行いたしたく存じます。つきましては、監査等委員会設置会社への移行に必要な所要の変更を行うものがあります。
- (3) その他、字句の修正および上記の各変更に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程（予定）

定款変更のための定時株主総会開催予定日	平成28年6月24日
定款変更の効力発生日	平成28年6月24日

以 上

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分。)

現行定款	変更案
八洲電機株式会社定款	八洲電機株式会社定款
第1章 総則	第1章 総則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
<p>第2条 (目的)</p> <p>当社は、下記の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 電気機械器具部分品の製造、修理、販売および輸出入 建設工事一式の設計、請負および建築物の設計、施工、監理 通信、コンピューター、オフィスオートメーション、工場オートメーション機器ならびに関連装置、部品の製造、修理、販売および輸出入 半導体、電子部品ならびにその製造機器、検査機器の製造、修理、販売および輸出入 光学ならびに医療機械器具の製造、修理、販売および輸出入 住宅設備機器の据付、販売および輸出入 <p>(新設)</p> <ol style="list-style-type: none"> ソフトウェアの作成、販売および輸出入 前各号に関連する総合自動制御装置の設計、施工、監理の請負 生命保険契約締結の媒介および損害保険の代理業務 不動産の賃貸および管理 日用雑貨の販売および輸出入 労働者派遣事業 前各号に関連する一切の事業 	<p>第2条 (目的)</p> <p>当社は、下記の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 電気機械器具部分品の製造、修理、販売および輸出入 建設工事一式の設計、請負および建築物の設計、施工、監理 通信、コンピューター、オフィスオートメーション、工場オートメーション機器ならびに関連装置、部品の製造、修理、販売および輸出入 半導体、電子部品ならびにその製造機器、検査機器の製造、修理、販売および輸出入 光学ならびに医療機械器具の製造、修理、販売および輸出入 住宅設備機器の据付、販売および輸出入 <u>家具、什器、建具の据付、販売および輸出入</u> <u>ソフトウェアの作成、販売および輸出入</u> <u>前各号に関連する総合自動制御装置の設計、施工、監理の請負</u> <u>生命保険契約締結の媒介および損害保険の代理業務</u> <u>不動産の賃貸および管理</u> <u>日用雑貨の販売および輸出入</u> <u>労働者派遣事業</u> <u>前各号に関連する一切の事業</u>
第3条～第16条 (条文省略)	第3条～第16条 (現行どおり)
<p>第17条 (取締役の員数)</p> <p>当社の取締役は、18名以内とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>第17条 (取締役の員数)</p> <p>当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、18名以内とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>
<p>第18条 (取締役の選任)</p> <p>取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 取締役の選任決議は、累積投票によらない。 	<p>第18条 (取締役の選任)</p> <p>取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>株主総会の決議によって選任する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第19条（取締役の任期）</p> <p>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p>	<p>第19条（取締役の任期）</p> <p>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4. <u>会社法第329条第3項の規定による補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>
<p>第20条（取締役会の招集通知）</p> <p>取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>	<p>第20条（取締役会の招集通知）</p> <p>取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>
<p>第21条（代表取締役および役付取締役）</p> <p><u>代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>2. 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を選定することができる。</u></p>	<p>第21条（代表取締役および役付取締役）</p> <p><u>取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、<u>代表取締役の中から、取締役社長1名を選定する。また必要に応じ、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を選定することができる。</u></p>
<p>第22条 （条文省略）</p>	<p>第22条 （現行どおり）</p>

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分。)

現行定款	変更案
<p>第23条（取締役会の決議の省略）</p> <p>取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が、書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>第23条（取締役会の決議の省略）</p> <p>取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が、書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>（新設）</p>	<p>第24条（重要な業務執行の委任）</p> <p><u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に委任することができる。</u></p>
<p>第24条（条文省略）</p>	<p>第25条（条数繰下げ、条文は現行どおり）</p>
<p>第25条（取締役の報酬等）</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第26条（取締役の報酬等）</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役の報酬等とそれ以外の取締役の報酬等とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>第26条（条文省略）</p>	<p>第27条（条数繰下げ、条文は現行どおり）</p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p>	<p>（削除）</p>
<p>第27条（監査役および監査役会の設置）</p> <p><u>当社は、監査役および監査役会を置く。</u></p>	<p>（削除）</p>
<p>第28条（監査役の数）</p> <p><u>当社の監査役は、5名以内とする。</u></p>	<p>（削除）</p>
<p>第29条（監査役の選任）</p> <p><u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>（削除）</p>

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分。)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第30条（監査役の任期）</u> <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2. <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> 3. <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 4. <u>前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>第31条（常勤監査役）</u> <u>監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>第32条（監査役会の招集通知）</u> <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>第33条（監査役会の決議方法）</u> <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>第34条（監査役会規程）</u> <u>監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>第35条（監査役の報酬等）</u> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削 除)</p>

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分。)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第36条 (監査役の責任免除)</u></p> <p>当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2. 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第28条 (監査等委員会の設置)</u></p> <p>当社は、監査等委員会を置く。</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第29条 (監査等委員会の招集)</u></p> <p>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第30条 (監査等委員会の決議方法)</u></p> <p>監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第31条 (監査等委員会規程)</u></p> <p>監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
<p>第37条～第39条 (条文省略)</p>	<p>第32条～第34条 (条数繰上げ、条文は現行どおり)</p>
<p>第40条 (会計監査人の報酬等)</p> <p>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>	<p>第35条 (会計監査人の報酬等)</p> <p>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p>
<p>第41条～第44条 (条文省略)</p>	<p>第36条～第39条 (条数繰上げ、条文は現行どおり)</p>

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分。)

現行定款	変更案
(新設)	附則
	<p><u>第1条(経過措置)</u></p> <p>当社は、平成28年6月開催の第72期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、平成28年6月開催の第72期定時株主総会終結前の監査役(監査役であったものを含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条第2項の定めるところによる。</p>